

介護予防短期入所生活介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人長い坂の会が開設する特別養護老人ホームやすらぎの家以下「事業所」という。)が行う介護保険法に基づく指定介護予防短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護予防短期入所生活介護従業者(以下「介護員等」という。)が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護員等は、要支援となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホームやすらぎの家
- 二 所在地 高知市針木北一丁目14番30号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも生活相談員の業務に当たるものとする。
- 二 医師 2名(介護老人福祉施設と兼務)
医師は、介護予防短期入所生活介護の利用者に対し医療に関する処置や指導及び健康管理に当たるものとする
- 三 生活相談員 2名以上(介護老人福祉施設と兼務)
生活相談員は、介護予防短期入所生活介護利用者の生活に関する相談、助言及び入退所の業務に当たる。
- 四 看護職員 4名以上(介護老人福祉施設と兼務)
看護職員は、介護予防短期入所生活介護利用者の健康管理及び介護の提供に当たる。
- 五 介護職員 42名以上(介護老人福祉施設と兼務)
介護職員は、介護予防短期入所生活介護利用者の介護の提供に当たる。
- 六 栄養士 1名(介護老人福祉施設と兼務)
栄養士は、介護予防短期入所生活介護利用者の食事の提供及び栄養指導に当たる。
- 七 機能訓練指導員 1名以上(介護老人福祉施設と兼務)
機能訓練指導員は、介護予防短期入所生活介護の利用者の機能回復訓練及び介護の提供に当たる。
- 八 事務職員 3名以上
必要な事務を行う。

(利用定員)

第5条 介護予防短期入所生活介護の利用定員は5名とする。また、介護予防短期入所生活介護（空床型）の利用定員は5名とする。

(介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第6条 介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとし、指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、原則各利用者の負担割合に応じた額とする。

- 一 介護予防短期入所生活介護の利用回数は、厚生労働大臣が定めた期間とする。
- 二 利用者の心身の状況や利用者又は家族の希望、環境等を踏まえて作成した介護計画に基づき、介護員等は利用者の食事、入浴、排泄等日常生活全般の介護を行う。
- 三 利用期間中は、施設内の行事に積極的に参加してもらい、楽しく生きがいのある生活を送ってもらう。

2 送迎に関する費用

厚生労働大臣の定める基準による

3 食材料費 朝食 360円 昼食 605円 夕食 480円

4 前項に掲げるもののほか、本事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの。

5 前項の費用の支払を受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第7条 通常の送迎の実施地域は、高知市、土佐市、いの町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 事業の実施に当たって、入居者及びその家族は、いかなる理由により介護予防短期入所を利用するのか事前に事業所に申し出なければならない。

- 2 利用者は、サービスの利用に際しては、伝染性疾患等及び健康上留意事項がある場合は事前に事業所に申出なければならない。
- 3 事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業員は、介護予防短期入所介護を行っているときに、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が指定した協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、施設長に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 事業所は非常災害における対策として、当法人の消防計画を基に定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施する。

(事故発生時の対応)

第11条 サービスの提供により、利用者に事故が発生した場合、事業所はただちに利用者の家族、当該利用者に係る地域高齢者支援センター又は、居宅介護支援事業所、関係市町村に連絡を行うとともに必要な措置を講じることとする。

2 サービスの提供により、利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合、事業所は速やかに損害賠償の手続きを行う。

3 サービスの提供による利用者の事故が発生した場合、事業所はその原因を解明し、再発防止に努めることとする。

(虐待の防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

二 虐待の防止のための指針を整備する。

三 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、虐待を受けている恐れがある利用者を発見した場合、ただちに防止策を講じ、市町村へ報告する。

(その他運営についての留意事項)

第13条 介護予防短期入所生活介護事業所は、介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後2か月以内

二 継続研修 年2回

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人長い坂の会と事業所の管理者との協議について定めるものとする。

付 則

この規程は、平成18年12月11日より施行する。

平成24年12月 5日一部改正

平成25年 4月 1日一部改正

平成26年 6月 1日一部改正

平成30年 4月 1日一部改正

令和 元年12月20日一部改正

令和 3年10月 1日一部改正

令和 6年10月 1日一部改正